

# 宮島訪問税の概要

(廿日市市ホームページより)

新設の理由	世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっている。 厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応していくため、宮島訪問税を新設するもの。
種類	法定外普通税（観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に活用）
徴収方法	特別徴収・申告納付
課税客体	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為 ※ 訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。
課税標準	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数
納税義務者	訪問者 （訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。） （1）宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者（48時間/月以上の就労があること） （2）宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等（48時間/月以上の修学があること）
税率	■ 訪問者が訪問をするごとに1人1回につき100円 ■ 1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円
課税免除	■ 未就学児 ■ 学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人 ■ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障がい者
その他	条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。